

# 消防局監査結果報告書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

## 2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

## 3 監査の対象及び範囲

消防局の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

(1) 予算の執行に関する事務

(2) 収入に関する事務

(3) 支出に関する事務

(4) 契約に関する事務

(5) 財産管理に関する事務

(6) 工事の施行に関する事務

## 4 監査の主な着眼点

(1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。

(2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。

(3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。

(4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。

(5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、50万円を超える目間流用は財務部長専決事項とさ

れており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、空気ボンベの購入に係る機械器具費の不足額への目間流用について、消防局長まで決裁を受けた後、財務部長決裁を受けずに、財務部財務課長決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(警防課)

イ 専決規程によると、負担金の支出決定において、100万円を超えるものは副市長決裁とされており、副市長の決裁を要するもののうち、予算どおり支出の施行決定を行うものは、部長が決裁するものとされているが、次の予算どおりの支出に係る予算執行伺について、救急課長決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・救急救命東京研修所第62期研修の諸経費（負担金）
- ・三浦半島地区メディカルコントロール協議会会費（負担金）

(救急課)

## (2) 財産管理に関する事務

予算決算及び会計規則によると、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと規定されているが、公用車有料道路通行料（1回目）の管理において、資金前渡受払簿を備えているものの、受領金額の記載を誤っていたため、現金実査額と資金前渡受払簿の残額が一致していなかったため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)